

禁煙外来について

ニコチン依存症とはやめたくてもやめられない喫煙習慣のことをいい、治療が必要な病気とされています。

当院ではニコチン依存症の治療のための『禁煙外来』を行っています。

健康保険等で禁煙治療を受けるには健康保険等が適用される「禁煙治療を受けるための要件」4点を満たしている必要があります。



禁煙治療を受けるための要件

- 1.ニコチン依存症に係るスクリーニングテストでニコチン依存症と診断された方
- 2.一日の喫煙本数×喫煙年数=200以上の方
(35歳未満の方にはこの要件はありません)
- 3.直ちに禁煙を希望する方で、文書により同意されている方
- 4.当院・他院にかかわらず、1年以内に『禁煙外来』の治療を受けていないこと

『禁煙外来』プログラム (全5回 初診から12週間で終了)

- 1.初回診察→2週間後再診→2週間後再診→4週間後再診→4週間後再診(最終回)

禁煙外来実施日 毎週木曜日 17:00～19:00 完全予約制

(都合により実施されない場合もあります)

予約方法 お電話(0146-42-0701)または受付窓口での予約となります

予約受付時間 平日9:00～19:00、土曜日9:00～12:00

※日曜・祝日は予約を受付できません

担当医 内科 上原 明彦

1人30分のプログラムのため、1日4名までとなります。



静仁会静内病院